

『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』の起草説明

権利侵害品・模倣品の摘発は、人民大衆の切実な利益、革新型国家の建設及び質の高い経済発展に関わっている。法による権利侵害品・模倣品の廃棄は、権利侵害品・模倣品の違法犯罪を摘発するための重要な手掛かりであり、人民大衆の生命の安全と身体の健康を守るための強力な措置であり、市場環境を浄化し、高い抑止効果を得るための有効な手段である。権利侵害品・模倣品の廃棄業務を強化するために、全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室は関係部門と共同で、『権利侵害品・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見（意見募集稿）』（以下、『意見』という）を起草した。

一、起草背景とその必要性

党中央・国務院はかねてから権利侵害品・模倣品の廃棄業務を高く重視しており、立法、法執行、司法面において一連の重要な手配を行ってきた。中国の『商標法』『著作権法』等の法律及び『商標法实施条例』等の行政法規には、いずれも関連規定を設けている。また、行政法執行部門、司法機関は、一連の部門規則、規範性文書及び司法解釈を打ち出し、処分手続、廃棄範囲、廃棄方法等において、権利侵害品・模倣品の処分業務の適切な実施を指導した。

全体的には、党中央・国務院の統一的指導の下で、各地区、各部門は法律・法規に従い、権利侵害品・模倣品の廃棄業務を確実に展開することで、積極的な成果を遂げ、権利侵害・模倣の違法犯罪を抑止した。経済社会の急速な発展に伴い、権利侵害・模倣の分野では、オンライン・オフラインが一体化し、違法行為が組織化し、生産・販売の分業が精細化し、国内外においてチェーンとなっている等の特徴を呈し、廃棄業務が新たな課題に直面している。また、廃棄が環境にやさしくなく、手続が正しくなく、物品が随意に放置され、長く滞貨する等の問題は依然としてある程度存在している。

2019年11月、中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁は『知的財産保護の強化に関する意見』を印刷配布し、権利侵害品・模倣品の廃棄等の措置の制定を検討するよう要求した。その後、『「知的財産保護の強化に関する意見」2020～2022年推進計画』を印刷配布し、「全国権利侵害品・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室が牽引し、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、税関総署、市場監督管理総局等の部門が職責により分業し、権利侵害品・模倣品廃棄に関する政策文書を公布する」ことを明確に要求した。

二、起草過程

全国権利侵害品・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室及び関係部門は、これを高く重視し、『意見』起草業務の推進を真剣に計画・検討した。第一に、権利侵害品・模倣

出典：2020年6月22日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html

品の廃棄業務に存在する問題を整理し、人々の生活や世論の懸念に焦点を当て、逐一に調査、分析した。第二に、関連法律・法規を全面的に整理し、廃棄商品の範囲、分類、プロセス及び監督等の問題を真剣に検討した上で、初稿を形成し、法令の遵守を確保した。第三に、関係行政法執行部門、司法機関及び一部の地方や刑法、行政法専門家・学者から意見を募集し、かつそれを改善した。

三、主要内容

『意見』では、権利侵害品・模倣品の廃棄に当たって、「法による処分」の原則、「無害化处理」の原則、「再流通途絶」の原則を堅持し、権利侵害品・模倣品の分類廃棄メカニズムの更なる健全化、無害化处理水準の更なる向上、社会的抑止効果の更なる顕在化を主な目標とすることを明確にしている。

『意見』では、権利侵害品・模倣品の廃棄業務の主要内容を規定している。第一に、廃棄範囲を規定しており、特別な場合を除き、関係法執行・事件処理機関は、法律、行政法規の規定に従い、法により没収された権利侵害品・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない旨を規定している。第二に、廃棄期限として、関係法執行・事件処理機関が、職権により権利侵害品・模倣品の廃棄処分に係る意見を速やかに提出し、民事・行政事件の証拠として使用する必要がある場合には、権利者の申立を経て、民事・行政事件の結審後に法により廃棄することができる旨を規定している。第三に、分類処分を規定しており、権利侵害品・模倣品を物理的特性又は性質に応じて分類し、相応の資質を有する機構又は条件に合致する機構に渡して処分させなければならない旨を規定している。第四に、環境保護を強化し、無害化处理に関連した規定を着実に実行する旨を規定している。第五に、物品保管を強化し、権利侵害品・模倣品の流用、交換、転用、私的分配を厳重に防止する旨を規定している。第六に、全プロセスの監督を実行し、処分に係る全てのプロセスにおいて法令遵守を確保する旨を規定している。

『意見』では、保障業務を確実かつ適切に行うよう要求している。第一に、組織指導を強化し、権利侵害品・模倣品の廃棄業務を重要な議事日程に取り入れる。第二に、意思疎通・提携を深化させ、権利侵害品・模倣品の環境無害化廃棄業務の部門提携と情報共有メカニズムを構築かつ健全化する。第三に、宣伝・指導を重視し、権利侵害・模倣摘発の良好な雰囲気醸成する。第四に、監督・査定を強化し、各業務が着実に実行されるよう確保する。

四、法的根拠

(一)『行政強制法』第二十七条では、「法律、行政法規で廃棄すべきと規定した場合、法により廃棄する」と規定している。『刑事訴訟法』では、刑事事件において差押、押

出典：2020年6月22日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html

収、凍結された財物及びその派生した処理について関連規定を設けている。『意見』では、上記規定を執行し、権利侵害品・模倣品の廃棄範囲が法律、行政法規によって明確に規定されており、厳しく法により廃棄業務を展開することを明確にしている。

(二)『意見』は、『商標法』『著作権法』『商標法实施条例』等の法律、行政法規と連携し、廃棄すべき権利侵害品・模倣品の種類を列挙し、関係法執行・事件処理機関による廃棄業務の展開、実行のために実用的な指導を提供している。

(三)『意見』には、廃棄すべき権利侵害品・模倣品の種類が列挙されているものの、関連法律、法規の制定・改正業務の展開に伴い、『意見』に列挙された廃棄すべき権利侵害・模倣品の種類が全て網羅されているわけではない。そのため、『意見』では、「その他の廃棄すべき権利侵害・模倣品は法律、行政法規の関連規定に従って執行しなければならない」と特別に規定している。

『意見』の起草過程においては「法令遵守」原則を堅持しており、『意見』の内容は上記法律、行政法規の規定に合致している。

以上をもって説明する。

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：2020年6月22日付け国家市場監督管理総局ウェブサイト

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200622_317320.html